

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

3. 目標

・ 部分休業・短時間勤務制度の利用実績を男女ともに（対象となる層の）95%以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 男性の育児休業や看護休暇取得等の両立支援制度利用を推進する取組を行う

- 令和 4年 6月～ 準備：（就業規則等の見直し、新たな両立支援制度の周知）
- 令和 4年 10月～ 実施：（対象職員への説明等の積極的実施、取得しやすい環境の整備）
- 令和 8年 3月～ 結果分析：（実際の取得率に基づく課題整理）

取組2： 管理職に対するワーク・ライフ・バランスやダイバーシティマネジメント（女性活躍推進）に関する意識啓発を行う

- 令和 4年 10月～ 準備：（法律の理解促進及び研修実施に向けた検討）
- 令和 5年 4月～ 実施：（研修の実施と管理職の理解促進の継続）
- 令和 8年 3月～ 結果分析：（両立支援制度の取得率に基づく課題整理）